

# 訪問看護医療 DX 情報活用加算に関する説明事項

当事業所は、より質の高い看護を目指し医療 DX 推進体制を整えております。  
健康保険情報と一体化したマイナンバーカードを通して、オンラインでの資格確認を行っております。  
取得した資格情報をもとに電子処方箋システムや電子カルテ共有サービスとの情報連携を行い、医療情報を活用した訪問看護を提供いたします。

## 【目的】

オンラインでの資格確認をはじめとする医療DX推進を通して、関係医療機関との情報連携を促進し、質の高い看護を提供するため。

## 【個人情報の取り扱いについて】

個人情報の保護に関する法令、厚生労働省「医療・介護関係者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等の関係法令を遵守し、個人情報保護方針に基づいた適切な管理を行い、ご利用者様への看護サービスの提供以外の目的には使用いたしません。

## 【資格情報の提供について】

資格情報の提供は利用者様及び代理人の同意に基づいて行われます。  
同意なしにオンライン資格確認を行うことはありません。

これにより訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。  
医療 DX を通じた質の高い医療の提供にご理解とご協力をお願いいたします。

訪問看護医療 DX 情報活用加算 50 円/月

これに関する施設基準は以下の通りです。

1. 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令(平成4年厚生省令第5号)第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
2. 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
3. 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
4. 3 の掲示事項について、ウェブサイトに掲載していること。

令和6年6月吉日

下関医療センター附属訪問看護ステーション

